

事前協議からの流れについて

- 1 前面道路が建築基準法上の道路ではない場合、事前に道路の協議が必要になります。
事前協議には道路の事前協議書（様式第1号）に以下の図書を添付して、2部提出してください。
 - (1) 付近見取り図
 - (2) 公図の写し
 - (3) 登記事項証明書等
(相談の対象となっている道及びその道に接する土地に関する関係権利者すべてのもの)
 - (4) 現況写真および撮影位置図（道の幅がわかるように）
 - (5) 現況配置図
 - (6) 建替えの場合、既存建築物の面積が分かる書類（確認通知書、家屋登載証明書、既存図面など）
- 2 事前協議書提出後、1週間程度で回答します。
なお、許可申請及び認定申請をする場合は、回答から6ヶ月以内としてください。
(土地所有者等の確認のため、6ヶ月以上経過した場合は、再度事前協議書を提出してください。)
- 3 許可申請手数料33,000円、認定申請手数料27,000円になります。
(横手市建築基準法等関係手数料条例)
- 4 許可申請（正副各1部、計3部）に次に掲げる図書を添付のうえ申請してください。
 - (1) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1（い）項及び（ろ）項に掲げる図書
 - (2) 委任状（様式第2号）
 - (3) 許可申請理由書（様式第3号）
 - (4) 通行承諾書（様式第4号）（印鑑証明書を添付すること）
 - (5) 許可基準3-1にあつては、誓約書（様式第5号）、許可基準3-2、3-3、3-4にあつては、誓約書（様式第6号）（印鑑証明書を添付すること）
 - (6) ただし書き空地进行を確保していることが分かる写真等
- 5 個別案件として許可申請を行う場合は4で提出する図面一式（写し）を10部提出してください。
- 6 標準処理期間
 - 1) 包括同意基準に該当する申請については、14日前後。
 - 2) 個別案件については、75日前後。
- 7 認定申請（正副各1部、計2部）に次に掲げる図書を添付のうえ申請してください。
 - (1) 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表1（い）項及び（ろ）項に掲げる図書
 - (2) 委任状（様式第7号）
 - (3) 許可申請理由書（様式第8号）
 - (4) 通行承諾書（様式第9号）（印鑑証明書を添付すること）
 - (5) 承諾書（様式第10号）（印鑑証明書を添付すること）※建築基準法施行規則第10条の3第1項第1号に該当する認定申請の場合（5）の図書は添付不要
- 8 標準処理期間
14日前後。

問い合わせ先

横手市建設部建築住宅課 横手市旭川一丁目3番41号

TEL : 0182-35-2224 FAX : 0182-32-4029

道路の事前協議書

提出日： ○○年 ○月○○日

協議者	住所	横手市○○○○町○○○		
	氏名	○○ ○○	電話	0182-○○-○○○○
代理者	住所	横手市□□□町□□-□		
	氏名	□□ □□	電話	0182-□□-□□□□
敷地の位置	横手市○○○○町○○○			
用途地域 (建蔽率/容積率)	一低・二低・一中・二中・一住・二住・準住・田園・近商 商業・準工・工業・工専・指定なし (70 / 200)			
その他の区域・地域等	22条地域・田園居住型地区			
既存建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (S50年建築) ・ 無	延床面積	××× m ²	
計画建築物 の概要	工事種別	改築	敷地面積	■■■■ m ²
	主要用途	専用住宅	階数	地上 2階 / 地下 0階
	延床面積	△△△ m ²	構造	木造
	外壁	▲▲▲▲	軒裏	▼▼▼▼
備考				
※ 回答	<input type="checkbox"/> 法上の道路(法第42条第 項第 号) <input type="checkbox"/> 法第43条第2項(<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 包括同意基準(-) <input type="checkbox"/> 基準以外) <input type="checkbox"/> 否道路 回答年月日(年 月 日)から6か月以内に許可等申請をしてください。			
※ 受付印	許可条件等			

(注意)

※の部分は記入しないでください。

次の資料を添付して2部提出してください。

- ・ 付近見取り図
- ・ 公図の写し
- ・ 登記事項証明書など
(相談の対象となっている敷地、道及びその道に接する土地に関する関係権利者すべてのもの)
- ・ 現況写真および撮影位置図(道の幅がわかるように)
- ・ 現況配置図
建替えの場合、既存建築物の面積が分かる書類(確認通知書、家屋登載証明書、既存図面など)